

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
食厨房油水分離槽清掃	作成	令和6年2月14日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	北熊本駐屯地業務隊補給科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地隊員食堂（以下「官側」という。）における食厨房用油分離槽清掃について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食厨房用油水分離槽清掃に係わる契約を締結する者

b) 受託者

食厨房用油水分離槽清掃の契約を請け負う者

2 役務に関する要求

2.1 実施場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地隊員食堂

2.2 役務の概要

北熊本駐屯地隊員食堂の食厨房用油水分離槽で発生したグリストラップの吸引及び清掃

2.3 役務の実施期間・回数

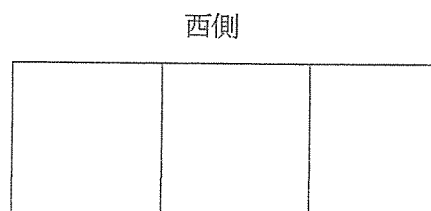
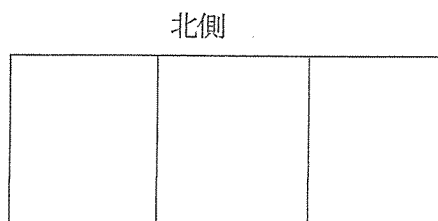
令和6年4月1日～令和7年3月31日の間、年4回（期毎1回）予定

2.4 本役務の留意事項

- a) グリストラップの吸引後、側壁の汚泥除去及び水洗いを行うものとする。
- b) 吸引したグリストラップは、産業廃棄物としての処理を行うものとする。

2.5 形状及び容量

分離槽の形状及び容量は、図1による。



2. 4m×1.2m×1.2m

容量：3.456m³

分離槽容量：6.192m³

グリストラップ容量：約9m³(側壁洗浄水等含む)

2. 4m×1.2m×1.2m

容量：3.456m³

図1-食厨房用油水分離槽(北側・西側)の形状及び容量

2.6 処理証明

最終処分証明は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）をもって行うものとする。

3 その他の指示

3.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地の立ち入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとする。
- c) 受託者は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

3.2 安全管理

受託者は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるあるごとに作業員に対して注意喚起等をするものとし、安全管理を徹底するものとする。

3.3 仕様書等に関する疑義

受託者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部についての疑義を生じた場合は、官側の糧食班長の指示を受けるものとする。